

一第十四番(川窪金吉) 原案賛成につき直に確定議と爲さんと述べ
一議長 第十四番説に付會議は諮いしに異議なきにつき採決する旨を

告げ賛成者に舉手を命ず

舉手者 全員

會議録署名議員選舉

一議長(加藤市藏) 署名議員の選舉は指名推選に依り指名者を議
長と爲すべき旨を會議に諮い全員異議なきに付指名推選による
これに決する旨を告ぐ

一議長 上の者を指名し一名毎に會議に諮い異議なく決す

横田孝照 兒島信一 田村幾太郎

一議長 會議を開づる旨を宣告す

一議長(加藤市藏) 第五回町會の開會を宣告す

千時 午前十一時三十分

右會議の顛末を録し其の相違なきことを證するもの茲に
署名す

昭和三年五月五日

福生町會議長

臨時議長

町會議員

加藤市藏
高水藤太郎
兒島信一
横田孝照
田村幾太郎

議案第一號

福生町會

地方自治法第百三條の規定により 議長 副議長 一名を選舉せられんことを望む

昭和二十二年五月五日提出

福生町長

岸 徳次郎

議案第二號

福生町事務分掌條例改定。件

地方自治法第百五十八條。規定により福生町事務分掌條例を別紙通り改定するものとする

昭和二十二年五月五日提出 即日原案可決

福生町長 岸徳次郎

第一條

福生町事務分掌條例 案
町長は其の権限に属する事務を分掌させるための五に掲げる課を設けるものとする

總務課

一 公印の管理に關するニ上
二 職員的身分及進退に關するニ上

三 領收書の往復及記録編纂に關するニ上

四 文書の往復に關するニ上

五 町會の事務に關するニ上

六 町會の財産管理に關するニ上

七 町會の財産管理に關するニ上

八 町會の財産管理に關するニ上

九 町會の財産管理に關するニ上

十 町會の財産管理に關するニ上

十一 町會の財産管理に關するニ上

一 市町村に属する二
 二 市町村に属する二
 三 市町村に属する二
 四 市町村に属する二
 五 市町村に属する二
 六 市町村に属する二
 七 市町村に属する二
 八 市町村に属する二
 九 市町村に属する二
 一〇 市町村に属する二
 一一 市町村に属する二
 一二 市町村に属する二
 一三 市町村に属する二
 一四 市町村に属する二
 一五 市町村に属する二
 一六 市町村に属する二
 一七 市町村に属する二
 一八 市町村に属する二
 一九 市町村に属する二
 二〇 市町村に属する二

一 市町村に属する二
 二 市町村に属する二
 三 市町村に属する二
 四 市町村に属する二
 五 市町村に属する二
 六 市町村に属する二
 七 市町村に属する二
 八 市町村に属する二
 九 市町村に属する二
 一〇 市町村に属する二
 一一 市町村に属する二
 一二 市町村に属する二
 一三 市町村に属する二
 一四 市町村に属する二
 一五 市町村に属する二
 一六 市町村に属する二
 一七 市町村に属する二
 一八 市町村に属する二
 一九 市町村に属する二
 二〇 市町村に属する二

町長は必要に応じて課の下に係を設けること加ふる

附 則
 本條例は公布の日から之を施行する

理由

役場内部機構の複雑拡張に伴ひ事務の分掌を明確に秩序
あるものにて事務の処理に萬全を期する必要がある
これがこの條例案を提出する理由である

昭和三十三年第六回所會の議録

昭和三十三年五月三日福生町会々福生町役場に招集す

一 應招議事古く

第十四番	川	窪	金	吉
第十三番	設	樂	美	知
第十二番	高	水	藤	太郎
第十一番	加	藤	市	藏
第十番	杉	森		車
第九番	高	高	角	森
第八番	田	村		信
第七番	廣	田	壽	照
第六番	田	村	幾	太郎
第五番	井	梅	弥	十郎
第四番	児	島	信	一
第三番	並	木	外	松
第二番				
第一番				

- 第十五番 田村 福一
- 第十六番 高橋 三郎
- 第十七番 田村 宇一
- 第十八番 森田 幸藏
- 第十九番 森田 誠重
- 第二十番 羽村 榮吉
- 第二十一番 村野 喜平
- 第二十二番 平井 知五郎
- 第二十三番 井上 岩次郎
- 第二十四番 栗井 甲作
- 第二十五番 磯村 武夫
- 第二十六番 田村 知一

一、會議の事件をのぞく

- 一、福生町衛生委員令條例設置の件
- 二、福生町吏員懲戒條例設置の件



- 三、福生町近衛委員令條例設置の件
- 四、福生町吏員令限條例設置の件
- 五、福生町冬期條例廃止の件
- 六、福生町税及井の賦課徴収條例の一部改正の件
- 七、東京都第三牧畜税附加税臨時増徴條例設置の件
- 八、財産審判に関する件
- 九、監査委員選任につき同意を求むるの件
- 十、福生町吏員懲戒委員令委員任命につき同意を求むるの件
- 十一、倉庫庫屋修繕工事請負の件

諮問

- 一、田村町道路線一部変更の件

- 一、議決（加藤市議）五月三十一日午後一時開會を怠す

- 一、地方自治法第百三十一條の規定に依り議長の請求により出席したる者左の如し

西長 岸 徳 太郎
書記 内 田 勇

書記 大 野 忠 一
書記補 佐 藤 三 郎

一 本會の書記をせし

福 託 内 田 勇

一 議長(加藤市藏) 五月三十一日午後二時十分開議を宣す

一 出席議員の如し

並木 寸 心	児島 信 一	田村 幾太郎
井 梅 弥十郎	横田 壽 昭	田 村 信
高橋 南 藏	高 森 真	加 藤 市 藏
高水 藤太郎	設楽 美 知	川 窪 金 吉
田村 福 一	高橋 三 郎	田 村 守 一
森田 幸 藏	森田 誠 重	羽 村 榮 吉
村野 喜 平	井井 初 三郎	井上 岩 次郎
野井 伊 作	磯 村 武 夫	田 村 利 一

一 議長(加藤市藏) 本所會の會期を一日とする旨を告ぐ



日程 第一 福生町衛生會中會條例設定の件

一 議長(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一 議長(加藤市藏) 第一議會を開く旨を告ぐ

一 町長(岸塚太郎) 本件は行政の令に準拠したるものなるに鑑み議會の内部に於ける事件の審

査及事務の調査に當全を期し以て議會の議決の運用を期するたの地方自治法第百

九條の規定に基いて本條例を設けようとするものであるとの提案理由を説明す

一 第三番(井梅弥十郎) 提案書に於ける確定を議と多量とをばら

一 議長(加藤市藏) 第三番説には合議に於いては異議なきに付採決す(其旨を告ぐ)

賛成者(岸塚太郎) 命ず

選挙手 全 員

日程 第二 福生町吏中會條例設定の件

一 議長(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一 議長(加藤市藏) 第二議會を開く旨を告ぐ

一 町長(岸塚太郎) 本件は地方自治法施行規程(政令第九号)(第三十九條の規定に

基いて本條例を設けようとするものであるとの提案理由を説明す

一、第五番(川窪金吉)第三條について説明を述べ

町長及び町書記に説明す

一、第六番(森田幸藏)第七條及び第八條の議決権者の範囲の説明を述べ

町長に答辯す

一、第七番(田井甲作)第十條の議決権者の範囲の説明を述べ

一、議 長(加藤市藏)第三番説に於いては、町長に説明し、町長に説明するに

必要と認め、町長に説明す

選挙年 全町

日程 第二 補正町章の施行期日決定の件

一、議 長(加藤市藏)本件を議決するに必要と認め、町長に説明す

一、議 長(加藤市藏)第一議決を町長に説明す

一、町 長(田井甲作)本件は町行政の刷新向上を期し、地方自治の法に基いて本條例を

設けようとするものであることを、町長に説明す

一、第三番(井田正太郎)第十條の議決権者の範囲の説明を述べ

町長に説明す

一、議 長(加藤市藏)第三番説に於いては、町長に説明し、町長に説明するに

必要と認め、町長に説明す

選挙年 全町

日程 第四 補正町章の施行期日決定の件

一、議 長(加藤市藏)本件を議決するに必要と認め、町長に説明す

一、議 長(加藤市藏)第一議決を町長に説明す

一、町 長(田井甲作)本件は町行政の刷新向上を期し、地方自治の法に基いて本條例を

設けようとするものであることを、町長に説明す

度と認め、町長に説明す

一、第六番(高橋三郎)第十條の議決権者の範囲の説明を述べ

第二番の議決権者の範囲の説明を述べ、町長に説明す

町長に説明す

町長に説明す

町長に説明す

一、第十番(加藤市藏)第五番(田井甲作)第六番(森田幸藏)第一番(並木金吉)